

埼玉県知事部局公用車運行管理業務企画提案競技募集要領

埼玉県知事部局公用車運行管理業務（以下「本業務」という。）は、公務先への移動手段として、県有車の運行管理業務を委託により実施することにより、公務を円滑かつ確実に遂行することを目的とする。

本業務を委託するにあたり、安全性の確保や着実な業務遂行に対する体制を評価するため、本募集要領に基づき、委託事業者を企画提案方式により選定することとし、下記のとおり企画提案を募集する。

記

1 業務名

埼玉県知事部局公用車運行管理業務

2 業務内容

「埼玉県知事部局公用車運行管理業務提案仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 履行期間

令和8年8月1日から令和9年7月31日まで

ただし、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

なお、契約日以降、運行管理業務開始前日までの間は、受注者による準備期間とし、この準備の期間中は支払の対象外とする。

4 企画提案の上限額

8,448,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※ 本業務の契約に係る上限額（税込み）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

なお、歳入歳出予算案が議決されなかった時又は歳入歳出予算の当該金額に増減額等があった時等、上限額（税込み）が変更となる場合がある。

5 参加資格

企画提案書を提出することができるのは、（１）～（８）までに掲げる条件を全て満たす者であること。

- （１）埼玉県内に本社もしくは支社・支店・営業所等を有すること。
- （２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- （３）埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- （４）埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けている者ではないこと。

- (5) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けている者ではないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規程による更生手続開始の申し立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規程による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (7) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者ではないこと。
- (8) 過去に国、地方公共団体、民間企業、団体等において自動車運行管理業務を受託した実績を有する者であること。

6 スケジュール

募集要領の公開（HP の公開）・

質問事項受付開始	令和 8 年 6 月 19 日（金）
質問事項の受付期限	令和 8 年 6 月 25 日（木）16 時まで
質問事項に対する回答	令和 8 年 6 月 30 日（火）
企画提案参加申込書の提出期限	令和 8 年 7 月 2 日（木）16 時まで
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 7 月 8 日（水）16 時まで
審査（プレゼンテーション）	令和 8 年 7 月 14 日（火）
選考結果発表	令和 8 年 7 月 17 日（金）（※予定）

7 企画提案募集から受注者決定までの手続

(1) 質問の受付及び回答

① 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

質問方法：質問書（様式第 1 号）に記入の上、電子メールにて送信すること。なお、提出日のうちに電話により到達の確認を行うこと。

電子メールアドレス：a5710-08@pref.saitama.lg.jp

電話：048-830-5722

件名：【質問書】埼玉県知事部局公用車運行管理業務企画提案

質問受付期間：令和 8 年 6 月 25 日（木）16 時まで

② 質問に対する回答

令和 8 年 6 月 30 日（火）以降、県ホームページに掲載する。

(2) 企画提案参加申込

本企画提案に参加を希望する者は、以下に基づき、あらかじめ参加申込を行うこと。

① 提出書類（以下の 4 点）

- ・ 企画提案競技参加申込書（様式第 2 号）
- ・ 法人概要（様式第 3 号） ※ 併せて法人概要がわかる資料等を添付すること。
- ・ 業務受託実績（様式第 4 号）

過去に国、地方公共団体、民間企業、団体等において自動車運行管理業務を受託した

実績について記載すること。

・ 募集要領「5 参加資格」を満たしている旨の誓約書（様式第5号）

② 提出期限

令和8年7月2日（木）16時まで

③ 提出先

埼玉県出納総務課 自動車管理・運転担当

住所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1（別館2階）

電話：048-830-5722

電子メールアドレス：a5710-08@pref.saitama.lg.jp

件名：埼玉県知事部局公用車運行管理業務企画提案競技参加申込書（法人名）

④ 提出方法

原則として電子データをメールで提出し、提出後、電話による到達確認を行うこと。

ただし、通信障害等やむを得ない事情により電子メールでの提出ができない場合は、持参または郵送によること。

※ 持参の場合は、平日9時～17時、7月2日（木）16時までの受付とする。

※ 郵送の場合は原則書留とすること。

（3）企画提案書の提出等

① 提出書類

・ 企画提案書

別添「埼玉県知事部局公用車運行管理業務提案仕様書」及び本募集要領「8 企画提案書の構成」を参照の上、作成すること。

・ 見積書（様式第6号）※ 押印は不要

契約期間全体に係る月額基本管理料、割増管理料の総額（税抜）を記載すること。

（Excel 様式に区分毎の単価を入力すると総額が自動計算される。）

② 提出期限

令和8年7月8日（水）16時まで

③ 提出先

埼玉県出納総務課 自動車管理・運転担当

住所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1（別館2階）

電話：048-830-5722

電子メールアドレス：a5710-08@pref.saitama.lg.jp

件名：埼玉県知事部局公用車運行管理業務に係る企画提案書（法人名）

④ 提出方法

原則として電子データ（PDF形式）をメールで提出し、提出後、電話による到達確認を行うこと。

ただし、通信障害等やむを得ない事情により電子メールでの提出ができない場合は、持参または郵送によること。

※ 持参の場合は、事前に電話で予約すること。平日9時～17時、7月8日（水）16時までの受付とする。

※ 郵送の場合は原則書留とすること。

⑤ 提出部数（持参または郵送の場合）2部

⑥ その他

- ・企画提案は、1提案者につき1提案に限る。（複数提案は不可）
- ・企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。

8 企画提案書の構成

企画提案書は以下の構成とすること。

様式は任意とするが、A4判横長（最大20ページの範囲内、表紙及び目次除く）で作成すること。

(1) 表紙

- ・表題：埼玉県知事部局公用車運行管理業務に係る企画提案書
- ・応募者の所在地、法人名、代表者名、連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス

(2) 目次

(3) 提案内容等

「埼玉県知事部局公用車運行管理業務提案仕様書」に記載されている内容を踏まえ、それぞれ具体的に記載すること。

① 安全管理体制について

- ・事業所の業種・規模等の定めに応じた安全管理者（衛生管理者、衛生推進者、産業医等）・安全・衛生委員会等の設置状況
- ・車両運行管理者（運転手）の労働管理（勤務時間・時間外勤務・休暇の管理）の方法
- ・就業前～就業後の各時点における車両運行管理者（運転手）運転手の健康状態の把握（服薬、発熱、睡眠状況等）や点呼（アルコールチェック等実施内容）の方法・回数
- ・労働安全衛生法に基づく健康診断の実施、結果の把握、保健指導など
- ・運行車両に係る維持管理（点検・整備・故障）の対応方法
- ・交通事故防止策や事故発生時の連絡体制、対処方法
- ・社内研修制度（車両整備、マナー、守秘義務）
- ・過去1年以内（令和7年7月以降）の重大事故（死亡又は重傷者：自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる損害）の発生の有無
「有」の場合、当該事故の原因究明の状況・再発防止策、当該事故に起因する国又は地方公共団体における入札参加停止の有無（「有」の場合は停止期間の始期と終期）

② 業務遂行体制について

- ・県が示す運行計画に基づき、適切な運行ができるよう業務把握や行程管理の方法
- ・週の途中で運行計画に変更が生じた場合や事故発生時の対応方法
- ・配置される車両運行管理者（運転手）の業務経歴等（年数・経歴等）
- ・車両運行管理責任者・車両運行管理者（運転手）間の情報共有、指示伝達等の体制
- ・車両運行管理者（運転手）の事故・傷病等による代替者派遣の体制
- ・車両運行管理責任者の不在時など業務を支援する体制

9 契約先候補の選考方法

本業務における契約先候補者については、以下の審査（プレゼンテーション）を経て選定する。

- (1) プレゼンテーションは、令和8年7月14日（火）にオンライン形式（Teams）により行うこととするが、詳細については、別途通知する。Teams での対応ができない場合、参加申込時（7月2日（木）16時）まで申し出ること。
- (2) プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づき、特に重視する点や強調する点について説明を行うこと。プレゼンテーション時の追加資料の配布等は不可とする。
- (3) プレゼンテーションの時間は5分、質疑の時間を20分とする。
- (4) プレゼンテーションに参加しない者は、契約先候補者には選定しないものとする。
- (5) プレゼンテーションは、本業務に従事する予定の者が説明及び質疑に対する回答を行うこと。参加人数は3名以内とする。
- (6) 結果はプレゼンテーションの参加者全員に対して、令和8年7月17日（金）以降に電子メールで通知する予定である。

10 契約先候補者の審査基準

本業務における契約先候補者の審査基準については、別添「埼玉県知事部局公用車運行管理業務 企画提案審査項目一覧」を参照すること。

11 契約の相手方の決定方法

県は、契約先候補者（審査の結果、総合点が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約を締結する。なお、協議の上、企画提案書の一部を変更する場合がある。

契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点が次に高かった者と改めて協議を行う。

なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を契約先候補者として選定する。

12 選定結果

選定結果は個別に通知するとともに、本案件の審査結果として、原則として次の事項を公表する。

- (1) 実施部局名、課所名、契約件名及び選定方法
- (2) 参加申請した全事業者名（ただし、契約先候補者以外は仮称）
- (3) 審査基準に係る審査項目
- (4) 全事業者の得点

13 契約保証金について

- (1) 「11 契約の相手方の決定方法」により埼玉県と合意に達した契約先候補者は、埼玉県財務

規則第 81 条第 1 項の規定により契約締結の日までに契約保証金(契約金額の 100 分の 1 以上)を納めること。

- (2) 上記に関わらず、埼玉県財務規則第 81 条第 2 項に該当するときは契約保証金の全部又は一部を免除する。

14 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- ① 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- ② 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ③ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- ④ 指定する提出期限を超えて提出(到達)したもの。
- ⑤ 提出書類に不足があるもの。
- ⑥ 企画提案競技参加申込書等に代表者の記名がないもの。
- ⑦ 企画提案の上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- ⑧ 見積金額を訂正したもの。
- ⑨ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取消

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。

なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(3) その他

- ・参加申込に係るすべての費用は参加者の負担とする。
- ・提出された参加申込に係るすべての書類について返却しない。
- ・企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。

15 問合せ先

埼玉県出納総務課 自動車管理・運転担当

住所：さいたま市浦和区高砂 3-15-1 (別館 2 階)

電話：048-830-5722

電子メールアドレス：a5710-08@pref.saitama.lg.jp